

## 2015年世界の宗教の自由に関する報告書：バングラデシュ

### 概要

憲法はイスラム教を国教に指定しているが、世俗主義の原則を支持し、宗教的差別を禁止し且つ、全ての宗教に平等を定めている。少数宗派集団の報告によれば、政府は財産紛争において少数宗派集団を差別した。政府は、パキスタンの分離独立前に国家の敵であると宣言したヒンドゥー教徒から接収した土地に対する100万件を超える係属事案を1件も解決しなかった。一部の政府関係者は、イスラム教徒をイスラム教から改宗させようとしていると認識する宗教集団を制限した。

これまでに発生した個別の襲撃事件で、世俗主義者又は反イスラム主義とされる作家及び出版者合わせて5人が命を奪われた他、3人が負傷した。インド亜大陸のアルカイダ(AQIS: Al-Qaida in the Indian Subcontinent) (AQIS)に加盟する複数の集団が、この殺人の犯行声明を出し、今回のブロガーのリストを公表した或いは、次の標的として他のブロガーのリストに言及した上、「反ジハード」を掲げる報告書の公表又は書簡の送り主がシャリーアに反するとみなす行動に対して警告を発する書簡を報道機関に送り付けた。ダーイシュ(Da'esh)(イラクとレバノンのイスラム国)が犯行声明を出した、刃物、銃及び爆弾を使った少数宗派教団に対する一連の攻撃で、少なくとも5人が死亡し、20人以上が負傷した。これは広い範囲から非難を集めた。この他にも、複数の負傷者を出したヒンドゥー教徒等の少数宗派集団に対する攻撃及び少数宗派集団の信仰場所及び信者の自宅の略奪が複数発生した。

米国大使及び他の大使館代表は政府関係者との会談及び公式声明の中で、宗教に基づく暴力行為及び宗教的不寛容に反対する発言を行い、多様性及と寛容というパキスタンの歴史的伝統に則って少数宗派集団の権利を引き続き支持していくよう政府に働きかけた。大使は、少数宗派の信者及び世俗主義のブロガーに対する攻撃を公然と非難し、加害者を法に照らして処罰するようパキスタン政府に、要求した。大使及び大使館職員は地方自治体関係者、市民団体の構成員、非政府組織(NGO)及び宗教指導者と会談を行い、宗教的寛容の重要性を強調した。

### 第I節 宗教別人口分布

米国政府の推計では、総人口は1億6900万人である(2015年7月現在の推計値)。2011年の国勢調査によれば、スンニ派イスラム教徒が人口全体の90%を占めており、ヒンドゥー教徒は9.5%である。残りの0.5%は主にキリスト教徒(大半はローマカトリック教徒)

及び小乗上座部仏教徒である。シーア派イスラム教徒、バハーイ教徒、精霊信仰者、アフマディー派イスラム教徒、不可知論者及び無神論者も少数いる。上記のコミュニティの多くは、その支持者の数を数千人から 100,000 人と見積もっている。少数民族の多くは、少数宗派を實踐しており、チッタゴン丘陵地帯(CHT)及び北部県に集中している。例えば、マイメンシン管区(Mymensingh)のガロ民族はキリスト教徒が主流である。仏教徒の多くは、CHT の(ベンガル人でない)先住民である。ベンガル人及び少数民族のキリスト教徒は、国全体に分散する複数のコミュニティで暮らしており、どちらかと言うと、バリサルシティ(Barisal City)、バリサル県のガーナディ(Gournadi)、ゴパルガンジュ県(Gopalganj)のバニアチャル(Baniarchar)、ダッカのモニプリパラ(Monipuripara)、及びクリスチャンパラ(Christianpara)、ガジプル県(Gazipur)の Nagori 及びクルナ市に集中している。

最大規模の非市民人口はロヒンギャ族イスラム教徒である。国連難民高等弁務官によれば、ビルマから逃れてパキスタンに登録されているロヒンギャ族難民はおよそ 32,000 人であり、主にコックスバザール県の南東部に居住する。国際移住機関(International Organization for Migration)の推計によれば、コックスバザール県南東部には、ビルマから逃れた登録されていないロヒンギャ族がさらに 200,000 人から 500,000 人いる。

## 第 II 節 政府による宗教の自由の尊重の現状

### 法的枠組み

憲法によれば、「バングラデシュ共和国の国教はイスラム教であるが、国家は、ヒンドゥー教徒、仏教徒、キリスト教徒及び他の宗派の實踐において平等な地位及び平等な権利を確保するものとする」。憲法規定によれば、国家は、どの宗教にも有益な政治的地位を付与するだけでなく、政治目的での宗教の濫用及び宗教を實踐する個人の差別又は迫害を禁止する方法で世俗主義を支持しなければならない。憲法は、「法律、社会秩序及び道徳に則って」全ての宗教を告白する、實踐する又は伝道する権利を定めており、宗教教団又は団体は、その宗教機関を設立し、維持及び運営する権利を有すると述べている。憲法規定によれば、教育機関に在籍するいかなる個人も、その個人が所属していない宗派に関係する授業を受ける又は祝典や礼拝に参加することを義務付けられてはならない。

刑法上、「意図的または悪意を持って」宗教心を侮辱する意図での言動は、罰金又は 2 年以下の禁固刑に処される。刑法は「宗教心を侮辱する意図」を定義付けていないが、裁判所はこれを預言者ムハンマドの侮辱を含むと解釈している。刑法によれば、「国民の間で敵意や憎悪を生み出ししたり、宗教信仰を中傷したりする」内容を公表する新聞に対し、政府はその写しを全て没収することができる。

憲法は、結社が宗教的調和の破壊又は国民の間に宗教的根拠に基づく差別を生むことを目的として結成される事例では、結社の自由を制限する。

個々の礼拝所に対する登録要件はないが、複数の礼拝所を備える結社の結成を希望する宗教集団は、外国から支援を受けてプロジェクトを展開する場合は NGO 事務局(NGO Affairs Bureau)又は、そうでない場合は、社会福祉省のいずれかに登録しなければならない。登録要件及び手続きは非宗教団体と同じである。社会福祉省への登録要件には、登録名称が他で使われていないことを示す証明書、組織の規則／規約、パキスタンの諜報機関からの保全許可、運営委員会を指名する会合の議事録、運営委員会及び一般会員の全リストと主要役員の写真、業務計画書、組織の事務所の権利書又は賃貸契約書の写し、所有財産の一覧、予算及び地方自治体の代表の推薦書の提出が組み込まれている。NGO 事務局への登録要件もほぼ同じであるが、提出物はこれより少ない。

婚姻、離婚及び養子縁組に関する家族法は、イスラム教徒、ヒンドゥー教徒及びキリスト教徒によって規定が個別に設けられている。上記の法律は同じ世俗裁判所で執行される。宗派が異なる家族又はイスラム教以外の宗派又は無宗教の家族には個別の民事家族法がある。婚姻の儀式及び手続きには、両方の当事者の宗教に関する家族法が適用される。イスラム教徒の男性は 4 人まで妻を娶ることができるが、2 人目の妻と結婚するためには、今の(複数の)妻の書面による合意を得なければならない。キリスト教徒の男性は、1 人の女性としか結婚できない。ヒンドゥー法の下では、離婚理由は限られており、不能、拷問、狂気等である。離婚したヒンドゥー教徒及び仏教徒は、法律上再婚できない。他の宗派の離婚男性及び女性は再婚できる。寡婦は宗派に関係なく再婚できる。異なる宗教集団の信者同士の結婚は認められており、実際に見られるが、夫か妻の一方がイスラム教徒、ヒンドゥー教徒又はキリスト教徒であり、もう一方が同じ宗派でない場合は、法により、将来の夫も妻も信仰を断念した上で婚姻関係を結ばなければならない。イスラム教徒の婚姻が法的に認められるためには、結婚を執り行った夫又は妻のいずれか或いは聖職者によって国に登録されなければならないが、多くは登録されていない。ヒンドゥー教徒の登録は任意であり、他の宗派は自身で方針を決定することができる。

イスラム教の家族条例では、寡婦は夫の資産の 8 分の 1 を相続し、残りは子どもの間で分割される。娘の取り分は息子の取り分の半分である。妻は夫に比べて離婚の権利が少ない。裁判所は離婚を承認する義務があり、イスラム教徒男性は、法により、元配偶者に 3 ヶ月分の生活費を支払わなければならないが、この保護措置は一般的に、登録された婚姻にのみ適用される。婚姻届は定義上、文書化されないため立証するのは難しい。また、当局側も、登録された婚姻の事案でも必ずしもこの生活費の要件を執行するとは限らない。

家族争議及び土地所有権に関係しない他の民事問題を解決するためにイスラム教徒が利用できる紛争解決方法は他にもある。これは、仲裁者がと両当事者の合意を得た上でシャリーアの原則に則って決定を下すというものである。シャリーアは非イスラム教徒に課すことはできない。

最高裁判所上訴部は 2015 年 1 月に、宗教的慣行の問題解決に向けたファトワの行使をイスラム教の宗教学者に限って認め、地元の宗教指導者には認めない裁決を下した。ファトワを処罰行為の正当化に持ち出すことも、既存の世俗法に優先することも許されないとした。

宗教教育は義務であり、全公立学校の 3 年生から 10 年生のカリキュラムに組み込まれている。生徒は、自身が信仰している宗教を学ぶ授業に出席する。

刑務所を規制する規則は、受刑囚が宗教の祝典を遵守するのを認めている。これには、祝祭日の特別な食事又は宗教的理由による断食などがある。受刑囚が定期的に聖職者と面会する又は礼拝を受ける機会は法律では保障されていないが、刑務所当局は受刑者のために特別な宗教プログラムを手配することができる。刑務所当局は、死刑を控えた受刑囚に、執行前に聖職者に面会する機会を与えなければならない。

## 政府の慣行

複数の報道によれば、政府はイマームに、その説教を宗教的テーマに限定するよう指示したが、報道機関及び宗教幹部によれば、モスクの大半は国から独立しており、政府は概ね、説教の内容を指示したり、聖職者を選任したり給与を支払ったりはしていない。国営モスクを含め国が承認したモスクでは、政府はイマームの任命及び免職を行うことを許されているため、説教の内容に間接的な影響を与えていた。宗教教団幹部によれば、イマームはどちらの種類のものであっても通常、政府の方針と矛盾する説教を避けていた。政府が運営するイマームの訓練学校はなかった。

複数の報告によれば、地方自治体及びコミュニティ、また時には中央政府も、イスラム教から他の宗教への改宗を企図していると認識した集団に制限を課した。政府は 2015 年 2 月に、この NGO の子ども支援センターは、イスラム教徒の子どもをキリスト教に改宗させているとする地元住民の意見を受けて、国際 NGO の **Compassion International** の資金を凍結した。最高裁判所委員会は 2015 年 9 月に、この NGO の資金の凍結解除を命令した。

少数宗派によれば、入学試験問題が多数派宗教から出題されるという形で事実上の差別が

存在する。また、宗教の必須授業を行う少数派の教員が不足しているため、少数派の生徒は自身が信仰している宗派の授業を受けられないこともあるということである。このような場合には、学校職員は通常、地元の宗教機関、親又は他の個人と連携して、かかる生徒のために放課後の時間帯に宗教の授業を行うことを許可した。場合によっては、そうした生徒から宗教の授業要件を免除することもあった。

少数宗派コミュニティ(たいていは少数民族でもある)、特に、ヒンドゥー教徒は、自分たちばかりが追放された土地所有権紛争を報告した。複数の宗教結社によれば、かかる紛争はたいてい、地価が近年高騰している新設道路又は産業開発区域の近傍で発生した。また、宗教結社によれば、地元警察、文民当局及び政治指導者は、財務上の利益のために財産を私有化したり、影響力のありそうな不動産占有者が訴追されないようにしたりした。一部の人権擁護団体によれば、この紛争が解決しないのは、少数宗派又は少数民族を冷遇する政府の方針が原因ではなく、むしろ、司法制度及び土地登記制度が効力を発揮しないこと及び、標的になるコミュニティの財源不足が原因だということである。地方自治体は 2015 年 8 月に、ボルグナ県(Barguna)の所有地にヒンドゥー教徒の家族 14 世帯を戻した。報道によれば、ボルグナ県職員及びその同僚は、攻撃及び脅迫を利用して、3 年にわたってその土地から家族を追放していたということである。

政府も、その所有者を国家の敵であることを理由に、パキスタンの分離独立前にヒンドゥー教徒から接収した土地に関わる 100 万件を超える係属事案を 1 件も解決しなかった。この事案は 2011 年法が、以前の土地所有者が没収者の起訴を許可して以来、係争状態が続いている。

政府は、武力抗争の対象になるとみなされる信仰場所、祝祭及び行事に相次いで警察官を配備した。政府はヒンドゥー教の祝祭ドゥルガ・プジャ(Durga Puja)、クリスマス、イースター、ブッダ プルニマ(Buddha Purnima)という仏教徒の祝典及びベンガル人の新年祭又は Poliel Boishakh にも治安部隊も派遣した。

宗教問題省は引き続き、イスラム教協会(Islamic Foundation)を運営した。この協会は、イスラム教の原則及び価値観を支持する活動を行っている。イスラム教協会は 2015 年を通じて、政府のある予算項目から 35 億タカ(4430 万ドル)を受領した。政府は、少数宗派集団に便宜を図る意図で、3 つの信託機関、つまり、Hindu Welfare Trust (資産高 2 億 500 万タカ、260 万ドル)、 Christian Religious Welfare Trust (資産高 5,000 万タカ、633,000 ドル) 及び Buddhist Welfare Trust (資産高 7,000 万タカ、886,000 ドル)も支援した。上記の 3 つの信託機関は、それぞれの宗教教団の信者であり、その資産から得た利益を使って寺院、教会及び修道院の発展及び修理に出資する被信託人で運営されている。Hindu Welfare

Trust は、職員に支払う給与として、政府から 50,000 タカ(633 ドル)も提供された。同トラストはさらに、寺院の発展のために歳入予算を通じて議会から 1,500 万タカ(191,000 ドル)、プジャの祝い金として首相から 1,000 万タカ(127,000 ドル)の寄付を受けた。Buddhist Welfare Trust は、プジャの祝い金として、政府から 50,000 タカ(633 ドル)を受け取った。Christian Religious Welfare は、政府から追加資金を提供されなかった。少数宗派の幹部は、政府は信託機関にイスラム教協会と平等に資金を提供していないと相次いで述べた。幹部の報告によれば、イスラム教協会は毎年国家予算から資金の割当てを受けているのに対し、信託機関は、信託機関の資本金への政府の拠出金から生まれる収入に頼らざるを得ない。

政府は 2015 年 1 月に、最高裁判所で初めてのヒन्दゥー教徒裁判長を任命した。

国営通信社は 2015 年 6 月に、10 人が死亡し、20 人以上が負傷した 2001 年にバニアルチャル(Baniarchar)カトリック教会で発生した爆破攻撃の追悼記念行事を、爆破犯人に対する刑事訴訟の遅延を公然と非難する記事で、報道した。

ラティフル・シディーク(Latifur Siddique)元情報技術・通信相は 2015 年 8 月に、議員の職を辞任した。同氏は、ニューヨークで行ったハジ及ビッシュ・イジュテマ(Bishwa Ijtema)(イスラム教徒の年中行事)を批判する発言を理由に 2014 年に逮捕され、党から追放されていた。シディークは 6 月に保釈され、イスラム教徒の宗教心を侮辱したとして非難を浴びた。

大統領は、イスラム教、ヒन्दゥー教徒、仏教徒及びキリスト教徒の主な祝祭日をそれぞれ祝うためのレセプションを主催した。

### 第 III 節 社会による宗教の自由の尊重の現状

イスラム教徒及び少数宗派集団の信者に対する攻撃が複数発生し、これによって、死傷者及び器物破損が発生した。土地紛争は少数宗派に不均等に偏って影響を及ぼすことがあった。少数宗派の信者の報告によれば、雇用及び住宅における差別が相次いで発生した。宗教と民族性は緊密につながることが多いため、多発する事件を宗教的アイデンティティのみに基づくと分類するのは困難であった。

2015 年 2 月 26 日から 10 月 31 日の間に個別に発生した 6 件の事件で、世俗主義者又は反イスラム主義とされる作家及び出版者合わせて 5 人が命を奪われた他、3 人が負傷した。死亡者したのは 4 人のブロガー - Avijit Roy、Wasliqur Rahmai、Ananta Bijoy Das 及び

Niladri Chatterjee Niloy - と、Roy のブログとは無関係の仕事の出版者 Faisal Arefin Dipan であった。AQIS に加盟すると称する様々な集団がこの攻撃の犯行声明を出し、次の標的として他のブロガー及び知識人のリストを公表した。政府が非合法化した集団アンサーラー・バングラ・チーム(Ansarullah Bangla Team)は 2015 年 10 月に、「反ジハード」を掲げる報告書の公表、女性の雇用、報道されなかった女性に関する記述又は書簡の送り主がシャリーアに反するとみなす他の行動の実践に警告を発した書簡を報道機関に送り付けた。政府は、この襲撃に関連して数人を逮捕した。シェイク・ハシナ・ワゼド(Sheikh Hsina Wazed)首相及びアサドゥザマーン・ハーン・カマル(Asaduzzaman Khan Kamal)内相を初めとする政府高官は、全ての国民の安全に尽力することを表明するコメントを発表した。首相は、記者会見の中で、「我々は、世俗主義のバングラデシュで、宗教の名を借りたいかなる流血事件も許すつもりはない」と述べた。しかし、内相及び A.K.M シャヒドゥル・ハク(Shahidul Haq)警察長官(General of Police)は、記者会見の中で、ブロガー及び他の個人に、他人の宗教的心を傷つけるような書込みを控えるよう要求した上で、違反者を起訴する意向を表明した。野党 - 野党第一党イスラム協会(Jamaat-e-Islami)を初めとする - は、この襲撃を避難する声明を出した。ブロガー及び活動家によれば、この襲撃に起因して多くの人々が一切の書込み又は信仰に対する公然たる批判を止めたということである。

2015 年 10 月 24 日に、シーア派のアシュラ祭で爆破攻撃が発生し、2 人が死亡し、20 人以上が負傷した。報道機関も市民団体もこの攻撃を大々的に批判した。営利目的でテロリストを追跡する団体、SITE Intelligence, の報告によれば、ダーイッシュがこの攻撃の犯行声明を出した。それによると、ダーイッシュは関係する報道機関を通じて、2015 年 11 月 8 日にロンプール管区で発生したバハーイ教団幹部の狙撃及び、11 月 18 日にディナジプール(Dinajpur)県で発生したイタリア人僧侶の狙撃 - いずれも死には至らなかった - 及び、ロンプール管区のスーフィ教寺院で 11 月 11 日に発生したラマト・アリ(Rahmat Ali)の殺害について犯行声明を出した。この集団は、1 人が死亡し 3 人が負傷した、2015 年 11 月 26 日にボグラ県で発生したシーア派モスクの襲撃及び、12 人が負傷し、襲撃者 1 人が死亡した、12 月 25 日にラジシャヒ(Rajshahi)管区で発生したアフマディー教団のモスク襲撃についても犯行声明を出した。ダーイッシュによれば、攻撃は全て、被害者の信仰が動機だということであった。

地元の聖職者に対する暴力的な攻撃が複数発生したが、同機が常に明確であるとは限らなかった。2015 年 9 月に、チッタゴン管区内 2 箇所のスーフィ教寺院で男性 3 人が襲撃者に殺害された。10 月には、パブナ県(Pabna)で男性 3 人が牧師の喉を掻き切ろうとする事件及び、ダッカ近郊のイスラム教寺院の幹部が複数人の襲撃者に射殺される事件が起きた。2015 年 11 月には、ロンプール管区内の寺院 2 箇所で発生したイスラム聖者に対する別々

の襲撃で、ナイフで武装した複数の男性によって、介護士1人が殺害され、もう一方では介護士が重傷を負った。

人権擁護 NGO、アイン・オ・サリシュ・ケンドラ(Ain o Salish Kendra) (ASK)によれば、2015年を通じて、ヒन्दゥー教徒又はその財産を狙った攻撃が複数件発生し、60人が負傷した。2014年は255人であった。国内213箇所で像、修道院又は寺院が破壊された。2014年は247箇所であった。また、家屋104棟及び事業所6個が破壊された。2014年は家屋が761棟、事業所は193個であった。ASKは具体的な襲撃の例を提示しなかった。上記の事件は動機が不明であることが多かった。

Associated Press の2015年12月の報告によれば、舞台の上演中にヒन्दゥー教寺院に襲撃者が投げ込んだ3個の爆弾で、10人が負傷した。

複数の NGO によれば、CHT では、当初は宗教的な性質ではなかった問題、特に、土地所有権をめぐる緊張が、多数派イスラムコミュニティと仏教徒、ヒन्दゥー教徒又はキリスト教徒の部族集団との緊張により、宗教的な含みを持ち続けることがあった。複数の権利擁護団体によれば、CHT では宗教の境界線も民族の境界線も危うさが高まりつつあった。一部の発言によれば、ベンガル人イスラム教徒の定住者は、複数の教団がキリスト教の自治国家の設立を望んでいると虚偽の噂をまき散らし、これにより、警察及び軍がキリスト教徒労働者の活動を監視する結果になった。

村落のイスラム教の幹部は、ファトワと説明する宣言を行うことがあった。報道機関は、かかる宣言が、道徳違反と認識されたことを根拠とする鞭打ちやオストラシズム等の超法規的処罰につながった事例を複数報じた。

一部の少数宗派の信者は、雇用及び住宅における差別を相次いで報告した。例えば、キリスト教徒の報告では、イスラム教徒の地主はキリスト教徒に賃貸アパートを貸すのを拒否した。

2015年10月に、ヒन्दゥー教の祝典ドウルガ・プジャの開催時にクリケットのバングラデシュ代表チームのメンバーが自身のフェースブックページ上で挨拶を掲載したところ、一部のユーザーが、同氏のヒन्दゥー教信仰を批判する口汚いコメントを掲載した。このクリケット選手の信教及び言論の自由の権利を擁護したコメンターもいた。

#### 第IV節 米国政府の方針

米国大使及び大使館職員は、首相府、外務省及び内務省の関係者並びに、地方自治体の代表と会談を行い、信教の自由の特定の事案に取り組み、この権利の尊重に対する懸念及び少数宗派の信者の見解を表明した上で、少数宗派を保護する重要性を強調した。大使及び大使館の他の職員は、少数宗派の信者に対する攻撃を公然と非難し、パキスタン政府に、加害者を法に照らして処罰するよう要求した。大使館は、報道機関、市民団体の構成員、NGO 及び地元の宗教幹部との討議でも、同様の点を指摘し、宗教的動機による暴力の標的にされる個人に対するソーシャルメディアを通じた米国側の支援を特に主張した上で、具体的な事案を提起した。例えば、大使館員職員は、サアディ財団(Saadi Foundation)(非政治的イスラム組織)、バングラデシュ・ヒンドゥー・仏教徒・キリスト教徒統一評議会(Bangladesh Hindu Buddhist Christian Unity Council)、バングラデシュキリスト教徒協議会(Bangladesh Christian Association)、Hindu Mohajote、クリシュナ意識国際協会(International Society for Krishna Consciousness)―バングラデシュ支部、Christian Religious Welfare Trust、法王大使、アジア宗教平和会議の中央委員会及びアフマディーヤ・イスラム教団(Ahmadiyya Muslim Jamaat)(バングラデシュ支部)の代表と会談を行った。地域社会の警察研修の一環として、大使館は警察官に、少数宗派集団の信者の権利を保護するよう促した。